

校 則

校則は黒崎中学校の生徒として守るべき最低のルールです。

高い知性と良識で規律を尊び、黒崎中学校の生徒として誇り合える校風をみんなの力で築き上げよう。

1 届け出・許可

- (1) 前もって分かる欠席、遅刻、早退は保護者の責任で届け出る。
- (2) 登校後、何らかの理由で早退する時は、担任の先生の許可を得る。
- (3) 自転車通学者は、許可された生徒のみとする。
- (4) 校舎、校具、備品等を破損した時は、係の先生に速やかに届け出る。

2 登校・下校

- 登校、下校の時間は厳しく守る。
- 申告した通学路で登下校する。
- 寄り道せずに、まっすぐ下校する。

3 学校生活

(1) 服装・身だしなみ

- ① 髪は常に清潔でさわやかな、中学生らしい髪型とする。
- ② 制服は次の通りとする。
〔男子〕学校指定の標準服とする。
〔女子〕学校指定の標準ブレザー服とする。
- ③ 校内履き及び体育外履きは学校指定のものとする。
- ④ 体育着は学校指定のものとする。

(2) 持ち物

- ① 特別の事情で貴重品等を持ってきた時は、学級担任等関係の先生に預ける。

(3) 学習

- ① 自ら学ぶ意志や意欲を持ち、進んで学習に取り組む。

(4) 健康安全

- ① 生活を正し、進んで運動するなどに努め、健康の増進と体力の向上に心がける。
- ② 自他の生命を尊重し、進んで安全に心がける。
- ③ ヒーター・エアコンの取り扱いについては、安全に十分注意し、使用する。

(5) 校具・校舎の愛護美化

- ① 校舎や校具は、細心の注意を払い、大切に使うよう心がける。

4 校外生活

- (1) 校外生活については、保護者の指導のもとで、黒崎中学校の生徒としての誇りを忘れることなく、責任のある行動をとる。
- (2) 交通ルールを守り、事故を起こさない。

(詳細については、別記する。)

平成5年3月31日 改訂

4月 1日 実施

黒埼中学校生徒憲章

＜黒中憲章＞

【前 文】

わたしたちの黒埼中学校は、先輩方の英知と努力で、『自学・正義・融和・剛健』の確固たる校風が、築かれてきました。

今、わたしたちは、先輩方の偉業に対し、誇りと感謝の気持ちをもちながら、大いなる意志を持ち、新たなる伝統づくりの一步を踏み出しました。

わたしたちは、この黒埼中学校を、母校として愛し、一人ひとりが誇りに思える学校にするために、この憲章を定めます。

【憲 章】

わたしたち黒中生は、自己を高め、よりよい伝統を築くために、次のことをお互いに約束し合い、実行します。

- 1 自分を大切にし、他人を認め、思いやることのできる人になろう。
- 2 集団生活に必要なルールを、進んで実行できる人になろう。
- 3 目的や場にふさわしい、服装や身だしなみのできる人になろう。
- 4 仲間と協力したり、人に奉仕する心をもつ人になろう。
- 5 自分の願いや、目標が達成されるよう、日々、努力をおしまない人になろう。
- 6 共に認め合い、自分たちの手で創意工夫し、活気ある生徒会を創っていこう。

【細 則】

(1) 『中学生らしく、学校生活の目的や場にふさわしい』服装・身だしなみ。

ア 次のような場では、学校で定められた制服を着用する。

- ① 式典時（入学式、卒業式、始業式、終業式、新任式、離任式）
- ② 登校時、授業中（1限～6限迄で体育着に着替える時間があれば、その時間以降は体育着で生活可能、昼休み以降、体育着で生活可能）

※学校で定められた制服

	男 子	女 子
冬 服	<ul style="list-style-type: none"> ・標準型学生服（日被連マーク）ズボン（日被連マーク・ストレート・ノータック） ・えりカラー（えりの高さより高いもの） ・白色のカッターシャツ ・名札を付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のブレザー ・学校指定の型のスカート（スカートの丈は膝にかかる長さ）又は、上着と同系色の制服用スラックス ・白色のカッターシャツ ・棒ネクタイ（学年カラー） ・名札を付ける
夏 服	<ul style="list-style-type: none"> ・標準型ズボン（日被連マーク・ストレート・ノータック） ・白色の標準的なYシャツまたは開襟シャツ ・名札を付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定の型のスカート（スカートの丈は膝にかかる長さ）又は、上着と同系色の制服用スラックス ・白色の標準的なカッターシャツまたは開襟シャツ ・名札を付ける

- イ 夏服の時、Yシャツの下には必ず肌着又は半袖体育着を着用する。
プリントシャツは不可、下着、肌着は、体育着、Yシャツ、ブラウスから色や柄が特定できないものを着用する。
- ウ ソックスの色は、白、黒、紺系統の単色（ワンポイント可）とし、活動にふさわしい靴下を着用する。
- エ 女子は夏服の時、必要に応じてベストを着てもよい。
- オ 体育の時間や、作業の伴う授業や活動の時は、必ず体育着を着用する。
- カ 髪の長さや型は、入試や中体連の大会、発表会などで通用する、日頃の教育活動を正常に行うことができる髪型にする。
髪を束ねたり、留めたりするための小物は、制服に似合うこと、派手すぎる感じを与えないことを考えて選ぶ。
学習、運動、作業の邪魔にならないよう、長い髪は束ねたり、ピンで留める。
- キ 髪の染色、脱色、パーマはしない。また、見た目にわかるような整髪料はつけない。
- ク かばんは、学習用具を持ち運ぶために、機能的で華美でない物にする。

(2)『校内で必要なルール』

- ア 学校内のことは、みんなで決め、みんなで実行する。
- イ 時間を守る。（無遅刻・ベル着・給食・清掃・下校）
- ウ 学習に真剣に取り組む。
- エ 止む得ない理由があり、途中で早退する場合は、必ず担任の先生に申し出る。
- オ 授業や活動を欠席したり見学したりする場合は、担当の先生に自分から申し出る。
- カ 校舎、校具は、お互いに大切に使う。
- キ 生命の危機や、けがに結びつかないように、施設や教具は、正しい使い方をする。
- ク 学校生活に必要なもの、提出物は絶対に忘れない。また、学校生活に不必要な品物や貴重品、お金は持ってこない。
- ケ 教務室や保健室への出入りには節度をもつ。
- コ 相手や場に応じて、ふさわしい言葉遣いをする。
- サ さわやかにあいさつを交わす。
- シ 清掃などの作業の時は、速やかに移動し、みんなで協力して活動する。

【付 則】

- (1) この憲章は、令和3年4月1日をもって制定する。
- (2) この憲章にともなう細則の内容は、年度ごとに検討を加え、改正するものとする。
- (3) この憲章の改正については、生徒憲章委員会の審議を経た後、生徒総会または代議委員会での承認を必要とする。

生徒指導確認事項(その1：服装・頭髪など)

『黒中憲章』細則より	確 認 事 項
<p>『中学生らしく、学校生活の目的や場にふさわしい』服装・身だしなみ。</p> <p>ア 次のような場では、学校で定められた制服を着用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・式典、朝会、集会 ・登校時、授業中（指示のある教科は除く） ・清掃終了後～下校時（ただし、放課後、部活動がある場合は体育着でよい。） <p>【冬服】</p> <p>（男子）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準型学生服（日被連マーク）、ズボン（日被連マーク・ストレート・ノータック） ・えりカラー（えりの高さより高いもの） ・白色カッターシャツ ・名札を付ける <p>（女子）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のブレザー ・学校指定の型のスカート（スカートの丈は膝にかかる長さ） ・上着と同系色の制服用スラックス ・白色のカッターシャツ ・棒ネクタイ（学年カラー） ・名札を付ける <p>【夏服】</p> <p>（男子）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準型ズボン（日被連マーク・ストレート・ノータック） ・白色の標準的なYシャツ又は開襟シャツ ・名札を付ける <p>（女子）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校指定の型のスカート（スカートの丈は膝にかかる長さ） ・上着と同系色の制服用スラックス ・白色の標準的なカッターシャツ又は開襟シャツ ・名札を付ける 	<p>①集会や式典時、男子はホックを止める。</p> <p>②〈男子〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日被連マークが付いていても、型のおかしいものは着ない。 ・カラーは、布で縫い付けてあるものでも可。 ・制服の袖ボタンは、2つずつ付ける。胸ボタンは、指定の物を付ける。 ・だらしなくならないよう着こなす。 ・ベルトは、紺・黒・茶系で一色の物。 <p>③〈女子〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棒ネクタイは、ブラウスの第1ボタンを止め、結んだときの輪が小さくならないようにする。また、先を切って短くしない。家から付けてくる。 ・冬期間中は、徒歩通学者、自転車通学者にかかわらず、体育着の長ズボンだけでなく防寒用のズボン（ウォームアップパンツ等）を可とする。 ※ スカートとズボンと一緒に着るのは不可。 ※ 防寒用ズボンは部活時も使用可。 <p>④〈男女共通〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名札は、ピン型の名札とする。頻繁に名札を忘れる生徒は、四隅を糸で縫い付ける名札にする。 ・ワイシャツやブラウスの裾は、ズボンやスカートの中に入れる。 ・冬期間中は制服内に防寒用服（カーディガン・ベストなど）を着てもよい。ただし、普通に着用して裾、袖からはみ出さない物とする。大きすぎる物は着用しない。色については、目立たない物（黒、紺、茶、グレー）とする。また、体育着も可とするが、見えないように工夫する。 ・休日登校する場合も普段と同じ服装で登校する。 ※夏服装については、衣替え直前に連絡する。
<p>イ 夏服のとき、Yシャツの下には必ず肌着又は半袖体育着を着用する。</p> <p>プリントシャツは不可、下着、肌着は、体育着、Yシャツブラウスから色や柄が特定できないものを着用する。</p>	
<p>ウ ソックスの色は、白、黒、紺系統の単色（ワンポイント可）とし、活動時にふさわしい靴下を着用。</p>	
<p>エ 女子は夏服のとき、必要に応じてベストを着てよい。</p>	<p>⑤健康上の配慮等から、ベストは式典時でも着用可。（学校指定のもの）</p>
<p>オ 体育の時間や、作業を伴う授業や活動の時は、必ず体育着を着用する。</p>	

<p>カ 髪の長さや型は、入試や中体連の大会、発表会などで通用する、日頃の教育活動を正常に行うことができる髪型にする。</p> <p>髪を束ねたり、留めたりするための小物は、制服に似合うこと、派手過ぎる感じを与えないことを考えて選ぶ。</p> <p>学習、運動、作業の邪魔にならないよう、長い髪は束ねたり、ピンで留める。</p>	<p>⑥髪止めのゴム等の色は、紺・黒・茶色等の目立たない色のものを使用する。</p>
<p>キ 髪の染色、脱色、パーマはしない。また、見た目に分かるような整髪料はつけない。</p>	<p>⑦整髪料は、<u>基本的にはつけない</u></p>
<p>ク かばんは、学習用具を持ち運ぶために、機能的で華美でないものにする。</p>	<p>⑧キーホルダー等については、派手にならないよう1つとする。(自分のものと判断するためのもの)そのまま入試に持って行けるかばん。</p>
<p>(2)『校内生活に必要なルール』 ア 学校内のことは、みんなで決め、みんなで実行する。</p>	
<p>イ 時間を守る。(無遅刻・ベル着・給食・清掃・下校)</p>	<p>⑨8時15分から活動を開始できるよう登校する。 ※8時15分に活動開始できる状態で席に着いていないと遅刻になる。 放課後、用事のない生徒は速やかに下校する。 (4時30分までに。部活動以外の活動は、原則終会后50分間) ⑩部活動終了時間、完全下校時間を守る。 ⑪チャイムが鳴る前には教室に入り、授業の準備をする。 チャイムが鳴る前に着席。 給食終了(13:05)まで廊下に出ない。</p>
<p>ウ 学習に真剣に取り組む。</p>	
<p>エ やむを得ない理由があり、途中で早退する場合は、必ず担任の先生に申し出る。</p>	<p>⑫担任は早退前に保護者へ連絡をする。</p>
<p>オ 授業や活動を欠席したり見学したりする場合は、担当の先生に自分から申し出る。</p>	
<p>カ 校舎、校具は、お互いに大切に使う。</p>	
<p>キ 生命の危険や、けがに結びつかないように、施設や教具は、正しい使い方をする。</p>	
<p>ク 学校に必要なもの、提出物は絶対に忘れない。 また、学校生活に不必要な品物や貴重品、お金は持ってこない。</p>	<p>⑬不要物は持ってこない。必要があり貴重品を持ってきた場合は、朝のうちに担任に預ける。 ⑭昼休みのトランプ、ウノ、将棋、囲碁、カードゲームは不可。 ⑮ピアスは不要物とし禁止。学校内で付けている場合、はずさせて教師が預かる。 ⑯携帯電話は持ち込み禁止。見つけた場合は担任が預かり、保護者へ直接返す。必要があり、持ってくる場合は事前に保護者から連絡してもらい、登校後すぐ担任に預ける。</p>
<p>ケ 教務室や保健室への出入りには節度をもつ。</p>	<p>—教務室の出入り— ⑰大きな声で学年・組・氏名・用件を言って出入りする。 きちんとした服装、言葉遣いをする。 ⑱教務室に入る際、コート類、防寒具やカバンは廊下に置いて入室する。</p>
<p>コ 相手や場に応じて、ふさわしい言葉遣いをする。</p>	
<p>サ さわやかにあいさつを交わす。</p>	<p>⑲登下校のあいさつを友人・先生・来校者にする。</p>
<p>シ 清掃などの作業のときは、すみやかに移動し、みんなで協力してやる。</p>	<p>⑳清掃は、メンバーがそろったことを確認してから始める。</p>

生徒指導確認事項（その2：学校生活・インターネット）

1 集会

- ・5分前行動を心掛け、整列開始時（8時10分）には体育館へ集合していること。
- ・指示者（応援団長）の指示で、私語をせず速やかに整列をする。・・・学年委員の整列指導補助
- ・話し手の方を見て聴く。
- ・服装は、式典と同じ。（制服の下に体育着を着ない、集会時の靴下はふくらはぎにかかる程度のもの）

2 欠席・遅刻・早退

- ・欠席・遅刻・早退の連絡は、保護者にしてもらう。（本人からの場合、必ず保護者に確認する。）
- ・病気等で早退する場合は養護教諭を通し、その後、保護者に担任又は学年部の先生から連絡してもらい帰る。
（家に家族が不在の場合、到着後、担任に到着の電話をさせる。）
- ・欠席・遅刻・早退者は、学年ホワイトボードに担任が必ず記入する。

3 登下校

- ・自転車通学は、許可された者のみ。ヘルメットきちんと着用し、交通ルールやマナーを守る。また、自転車は改造しない。守れない場合は自転車通学を許可しない。
- ・ヘルメットは、朝のうちに必ず教室へ持って行く。カギは、無くさないように自転車から抜き取り、各自でしっかりと管理する。
- ・忘れ物をして、登校後は家に戻させない。

4 傘の管理

- ① 傘にしっかりと記名する。（記名のない物は使わせない）
- ② 学校へ来たら、自クラスの傘バケツに確実に入れる。
- ③ 傘バケツ運搬係は、傘バケツを教室へ持ってくる。
- ④ 終学活後、傘の持ち主は傘バケツから必ず持って行く。
- ⑤ 傘バケツ運搬係は、傘が全て無くなったことを確認して玄関へ戻す。その時、無記名などで持ち主不明の傘は、担任が保管する。
- ⑥ 担任は、保管した傘を早めに持ち主を特定し、返却する。持ち主不明の傘は、落とし物として生徒指導部へ。
※ 傘が無くなった場合には、必ず担任に申し出ること

5 その他

- ・集金等、必要があつてお金を持ってきた場合は、必ず朝のうちに担任に預ける。
- ・盗難やトラブル防止のため、特別な場合を除き、他教室に入らない。また、他学年の教室・廊下へ行かない。
- ・移動授業で教室を空ける場合、カーテンを開けておく。
- ・昼休み、中庭には、晴天時に外履きで出てよい。ボールの使用はしない。（生徒会本部の指示で）
- ・持ち物には全て記名をする。
- ・学習に必要な物以外は、持ち込まない。（プリクラ、雑誌・マンガ、ゲーム機、携帯電話など）
- ・アメ、ガムなどの間食を持ち込まない。登下校時、買い食いをしない。
- ・内履きを忘れた場合は学級担任に報告し、①部活用の内履きを履く①ができない場合は体育用の外履きを洗って履く。対応できない場合は生徒指導部へ確認。スリッパは貸さない。
- ・基本的に他学年廊下、他教室には行かない。

6 インターネットに関して

- ・ルール・マナー・モラルを守り、保護者の監督・責任で正しく使用する。
- ・SNS、ブログ等の作成、登録はしない。（SNS＝ネット上で不特定多数の人と交流できるサイト・サービス）
- ・出会い系サイト、アダルトサイトなどへのアクセスはしない。
- ・安易なメールアドレス交換はしない。また、他人のメールアドレスを勝手に教えることは個人情報情報を漏らすこととなるのでしない。
- ・携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機でインターネットに接続する場合も上記のことを守る。

生徒指導確認事項(その3：着替え・夏服)

1 服装全般について

- (1) 通年、個人の判断で夏服、冬服で生活しても良い。
- (2) 5月1日～9月30日迄は、女子生徒ブラウス時は棒タイをしなくても良い。
- (3) 式典時は、冬服期は冬服(10月1日～4月30日)、夏服期(5月1日～9月30日)は、夏服で参加する。
- (4) 登校の服装は制服とする。ただし、次の場合はその服装を可とする。
 - ① 朝練習で登校する場合は、活動にすぐ入れるように体育着で登校してもよい。ただし、練習後は制服に着替えてから教室へ行く。学年朝会がレクなどの場合は、制服で登校し着替える。
 - ② 下校時は制服又は体育着で下校する。定期テスト時など(体育着に着替える時間がない日)は制服で下校する。
- (5) 授業時の服装は、制服又は体育着とする。1限～6限までに技能教科など体育着になる授業があった場合、その後は体育着で過ごしても良い。さらに、昼休み後は体育着で過ごしても良い。
- (6) 休日に登校する時も普段の学校生活と同じ。許されていない靴下を履いてくる生徒が、まれに見られるので指導をお願いします。

2 服装・頭髪点検について

- (1) 実施日、実施時間帯について
全校朝会や集会時、学年朝会に指導徹底する。
- (2) 指導について
 - ・違反した事項があれば、担任、学年生徒指導から指導を行い、改善までの期限を決める。原則は翌週の月曜日まで。改善がなければ必ず家庭連絡し、保護者の協力を要請する。
- (3) 全校朝会、集会時の点検について
1回目は担任、学年生徒指導による指導。2回目以降は家庭連絡。

3 夏服について

〈男女共通〉

- (1) ワイシャツ・ブラウスが長袖の場合、袖をまくらない時は袖ボタンを止める。まくる時は肘の上まできちんと折りたたむ。
- (2) ワイシャツ・ブラウス・開襟シャツの裾は、しっかりとズボン・スカートの中に入れる。
- (3) 健康上、汗を吸い取るような肌着を必ず着用する。プリントシャツは不可。下着・肌着は、体操着、Yシャツ、ブラウスから色や柄が特定できない物を着用する。

〈男子〉

- (1) ベルトを緩めてズボンを下げて履いていたり、ベルトの先を垂らしたりしない。
- (2) ワイシャツ・開襟シャツの第1ボタンは、外してよい。

〈女子〉

- (1) ブラウスを着用する際、棒タイをしなない場合は第1ボタンを外してよい。棒タイを着ける場合は、第1ボタンを止める。
- (2) 5月1日～9月30日に期間、女子生徒Yシャツやブラウス時は、棒タイを着けなくてもよい。
- (3) ベストを着用する際、ベストに名札を付ける。